

平成 24年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録

招集年月日	平成 24年 6月 25日 (月)	
招集の場所	筑前町役場議会議場	
開 会	平成 24年 6月 25日 (月)	9時 30分
散 会	平成 24年 6月 25日 (月)	11時 47分
出席議員	<p>議 長 官 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉</p>	
出席議員	15名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企 画 課 長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税 務 課 長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住 民 課 長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環 境 防 災 課 長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都 市 計 画 課 長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農 林 商 工 課 長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下 水 道 課 長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福 祉 課 長 倉 地 善 一 こ ど も 課 長 久 家 和 文 教 育 課 長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生</p>	
欠 席 者	なし	
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 松 尾 政 記 議会事務局主査 吉 塚 三千代</p>	

議 事 録

平成24年第2回定例会

[初 日]

平成24年6月25日(月)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。定例会でございますので、町民憲章の朗読をしたいと思います。いつものように、本文の朗読のみお願いします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成24年第2回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、13番 河内直子議員及び14番 金子保次議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日6月25日から7月2日までの8日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から7月2日までの8日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「諸般の報告」を、行います。</p> <p>前議員、平山栄作氏から本年3月30日付けにて議員辞職が提出され、同日付で許可しましたので報告します。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成24年第2回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>さて、台風4号、5号が梅雨前線を刺激しながら続けざまに日本列島を襲い、全国に大きな被害をもたらしました。被災地につきましてもお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧を願うところでございます。</p> <p>幸いにして本町には風水害等の被害もなく、今のところほど良い雨量であったかと思われまふ。しかし、未だ梅雨の最中でございます。本町では町の総面積の約2割に当たる1,288haからの田植えがほぼ完了し安堵したところでもございます。</p> <p>しかしながら、昨年の東日本震災の事実を学びながら、改めて防災・減災への認識</p>

と準備の必要性を強めたところでございます。これからの長雨、大雨等の情報収集と対策を進めてまいります。

さて国政は、税と社会保障の一体改革の法案の衆議院採決が明日にも行われる予定です。国民の暮らしに直結し、わが町の財政問題にも大きな影響を与えます。エネルギー対策と併せて注視してまいりたいと思います。

それでは、本日提案します議案等 19 件の提案理由の説明を申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。

報告第 1 号及び報告第 2 号 平成 23 年度筑前町土地開発公社の決算及び平成 24 年度筑前町土地開発公社の予算につきまして、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第 3 号 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第 4 号 平成 23 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、3 月定例会においてご承認いただきました東小田小学校大規模改造事業の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

報告第 5 号 平成 23 年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましても、3 月定例会においてご承認いただきました雨水管渠工事の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、財産収入による各種基金積立額に予算不足が生じたため、平成 23 年度筑前町一般会計予算を補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。

承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、財産収入による基金積立額に予算不足が生じたため、平成 23 年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算を補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。

承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。

承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法及び国有資産所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、公布施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。

議案第 26 号 筑前町土地開発公社の解散につきましては、公共用地、公用地等の先行取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民の福祉の増進に寄与してきたところですが、今後具体的な事業の予定もないため、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 27 号 福岡県介護保険介護保険広域連合規約の変更につきましては、外国人登録制度が廃止されることに伴い、当該広域連合の規約を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 28 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、住民基

	<p>本台帳法の一部改正に伴い、当該広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、当該広域連合規約を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第29号 筑前町印鑑条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により外国人登録法が廃止されること及び住民基本台帳法の一部が改正されること等に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第30号 筑前町指名競争入札参加資格審査会条例を廃止する条例の制定につきましては、町が施工する工事の請負について、筑前町指名競争入札参加資格審査会を設け、暴力的組織等重大な反社会的行為や町民の信用を失墜する事実の有無等審査を行ってきましたが、筑前町指名競争入札参加資格者選定委員会において、暴力的組織等の有無や国・県の指名停止処分の有無等確認し、入札参加資格者選定を行っているため、当該条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第31号 筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝園団地及び浦ノ原団地の用途廃止並びに楠ノ木団地及び旭団地の代表地番整理のため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第32号 筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営住宅新太刀洗団地の上水道接続、町営住宅浦ノ原団地の用途廃止及び町営住宅朝園団地の除却に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第33号 筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第34号 平成24年度筑前町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額12,145千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ11,578,545千円とするものです。</p> <p>増額補正する主なものは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法の一部改正によるシステム改修費 3,150千円 ・農地・水保全管理支払交付金事業主体への技術支援を行うための委託費2,804千円 ・県補助事業を活用した子育て支援センター「あいあい」の空調改修費 2,757千円 <p>などを追加するものです。</p> <p>議案第35号 平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出を3,000千円追加し、補正後の収益的支出総額を363,588千円とするものです。</p> <p>以上が、本日提案します議案の提案理由でございます。</p> <p>慎重にご審議をいただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第1号「平成23年度筑前町土地開発公社の決算について」を、議

	<p>題とします。 報告を求めます。 財政課長</p>
財政課長	<p>おはようございます。 議案書の3ページをお願いいたします。 報告第1号「平成23年度筑前町土地開発公社の決算について」 標記のことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の筑前町土地開発公社の平成23年度事業報告書、決算報告書をご覧いただきたいと思ひます。 1ページでございます。 平成23年度事業報告書 (1) 事業の概要でございます。 筑前町からの依頼によって、福岡銀行から27,456千円の融資を受けまして、筑前町多目的運動公園整備事業用地、畑2筆でございます。9,152㎡を27,456千円、㎡当たり3千円になります。代行取得し、平成22年度及び平成23年度に代行取得した用地を取得価格と同額の61,818千円で処分をしたものでございます。 (2) 経理でございます。 経理状況は、収入合計62,453,397円に対し、支出合計が62,457,824円で4,427円の当期純損失となりました。 平成23年度末の借入金は0でございます。 (3) 理事会の議決事項でございますが、理事会につきましては、平成23年の5月20日と平成24年の3月22日の2回開催をしております。件名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。 続いて2ページでございます。 平成23年度決算報告書 (1) 収支計算書、第1表 収益でございます。 事業収益、代行用地売却収益でございます。62,445,542円。 それから、事業外収益といたしましては、受取の利息7,855円、合計の62,453,397円でございます。 第2表 費用でございます。 事業原価、代行用地取得事業の原価62,383,724円、販売費及び一般管理費としましては、74,100円。内訳としましては、報酬39千円と役務費35,100円、理事の交代によります登記手数料でございます。 合計62,457,824円でございます。 3ページ、平成23年度筑前町土地開発公社貸借対照表でございます。 まず資産の部でございますけれども、流動資産、現金及び預金としまして18,472,890円、資産合計、同額でございます。 負債及び資本でございますが、負債はございません。 資本につきましては、基本金、基本財産として18,000千円、準備金として、前期繰越準備金477,317円と当期欠損金4,427円、資本の合計18,472,890円。 負債・資本合計18,472,890円でございます。 4ページでございます。</p>

	<p>損益計算書、費用でございますけれども、事業原価、代行用地取得事業原価でございます。61,818千円。借入金の利息565,724円。事務管理費、販売費及び一般管理費として74,100円。合計の62,457,824円。</p> <p>収益でございます。代行用地売却収益61,818千円、借入金支払利息相当額として565,724円、事務手数料収益61,818円。事業外収益、受取利息でございますが、7,855円。当期欠損金が4,427円。合計の62,457,824円でございます。</p> <p>(4) 財産目録でございます。</p> <p>資産の部、現金及び預金として18,472,890円、合計も同額でございます。負債はございません。</p> <p>差引正味財産が18,472,890円でございます。</p> <p>5ページ、(5) キャッシュフロー計算書については、ご覧いただきたいと思いません。</p> <p>6ページ、預金でございますが、普通預金につきましては409,993円、JA筑前あさくらに預けております。それから福銀に62,897円、定期としまして18,000千円、JA筑前あさくらに預けております。合計が18,472,890円でございます。</p> <p>7ページ、用地明細でございます。</p> <p>平成22年、23年分を掲載をさせていただいております。これについてはご覧いただきたいと思っております。</p> <p>8ページは金額、記載がありませんので、説明を省略します。</p> <p>9ページ、短期借入金明細でございますが、福岡銀行から利率1.47%で35,000千円、これは、平成22年借入でございますが、期間は平成23年1月17日から平成23年9月30日までの257日間。同じく福岡銀行から同率の1.47%で27,456千円、期間は平成23年8月1日から平成24年1月31日までの184日間。それから資本金でございますが、基本財産として町からの出資金18,000千円でございます。</p> <p>事業収益明細でございます。</p> <p>公有地取得事業収益、公有財産売却収益、平成22年、23年、ここに記載のとおりでございます。合計62,445,542円。</p> <p>事業原価明細書でございます。</p> <p>公有地取得事業原価、公有用地売却原価、平成22年、23年度分、合計の62,383,724円でございます。</p> <p>10ページ、資産につきましては、預金、定期預金、普通預金、ここに記載のとおりでございます。</p> <p>それから最後に、事業管理費明細でございますが、これについてもここに記載のとおり、合計74,100円でございます。</p> <p>あと11ページ、12ページにかけましては、監査結果の報告書でございます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで、報告第1号「平成23年度筑前町土地開発公社の決算について」の報告を終わります。</p>
日程第6	

議 長	<p>日程第6 報告第2号「平成24年度筑前町土地開発公社の予算について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の4ページでございます。</p> <p>報告第2号「平成24年度筑前町土地開発公社の予算について」 標記のことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出をする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成24年度筑前町土地開発公社の予算書を開いていただきたいと思ます。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>本年度事業の計画がございませんので、空欄となっております。</p> <p>2ページ、平成24年度筑前町土地開発公社予算書。</p> <p>第1条、平成24年度筑前町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるところで、事業収益はございません。</p> <p>2款の事業外収益でございますが、9千円、内訳としまして、受取利息8千円、それから雑収益として1千円、これは頭出しでございます。収入合計の9千円。</p> <p>支出でございますが、事業原価等はございません。</p> <p>第2款の販売費及び一般管理費110千円、支出の合計110千円。</p> <p>収益的収入及び支出の差し引きでございますけど、△の101千円でございます。</p> <p>3ページ、資本的収入及び支出でございますけれども、これについてはございません。</p> <p>借入金でございますが、第1条借入金の限度額は5億円と定める。</p> <p>支出予定額の流用でございますが、第1条支出の予定額は、各項の間において相互に流用できるものとする。</p> <p>4ページでございます。</p> <p>平成24年度予算実施計画書。収益的収入及び支出、収入の部でございますけれども、事業収益はございません。</p> <p>事業外収益、先ほど申し上げました受取利息、普通預金1千円、定期預金の利息7千円の8千円でございます。その他の雑収益1千円の、合計9千円でございます。</p> <p>支出につきましては、事業原価はございません。</p> <p>販売費及び一般管理費としまして110千円、内訳は、報酬50千円、旅費10千円、需用費10千円、役務費40千円でございます。</p> <p>5ページ、資本的収入及び支出でございますが、これについてはございません。</p> <p>6ページ、平成24年度筑前町土地開発公社資金計画。</p> <p>資金計画については、次のとおりでございます。</p> <p>公有地取得事業収益はございません。受取利息8千円、それから雑収益として頭出し1千円、前年度繰越金18,473千円、合計の18,482千円でございます。</p> <p>支払資金、公有地取得はございません。</p> <p>販売費及び一般管理費110千円、備考欄に内訳を書いております。</p> <p>次年度繰越金18,372千円、合計の18,482千円でございます。</p> <p>7ページ、平成24年度筑前町土地開発公社予定貸借対照表でございます。</p> <p>資産の部、現金及び預金18,372千円、資産合計18,372千円。</p> <p>それから、負債でございますけれども、これについてはございません。</p>

	<p>基本金でございますけれども、18,000千円。準備金、前期繰越準備金として473千円、当期欠損金101千円、準備金の合計372千円でございます。</p> <p>資本合計18,372千円、負債と資本の合計18,372千円でございます。</p> <p>8ページ、平成24年度筑前町土地開発公社予定の損益計算書でございます。</p> <p>費用、事業原価、事業管理費はございません。</p> <p>販売費及び一般管理費として110千円、合計110千円でございます。</p> <p>それから収益でございます。</p> <p>事業収益はございません。事業外収益として9千円、内訳は、受取利息8千円と雑収入1千円、当期欠損金101千円、合計110千円でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>6ページです。</p> <p>後で、議案26号で土地開発公社の解散議案が出てきます。</p> <p>ここの支払資金の中に、次年度繰越金で1,800なにがしを出していますが、これは、町に当然返ってくるお金だと思うんですが、次年度繰越で上げていいんですか。決算で精算するという意味で上げているのか、お尋ねいたします。</p>
議長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>1,847万なにがしのお金につきましては、現時点におきましては、この額が繰り越すという形になります。</p> <p>この議決を受けまして、県知事への解散の認可を受けるということになります。</p> <p>そうしますと、これに基づきまして認可が1カ月程度して来るんですけれども、そうしますと、今度はその額に基づいて、債務がないかということにつきましてですね、これを報告していかなければならないということになります。</p> <p>そして、それが終わりますと、最終的にはそういった費用が20万程度かかろうかと思えます。これは、今は理事会でございますけれども、一応知事の認可が下りましたら、精算人という形で、同じメンバーは変わりませんが、理事が精算人に代わると、そういった登記手数料、あるいは公告の費用、そういったものが概ね20万程度かかると考えております。そういったものを差し引いて、最終的に町に帰属すると。</p> <p>これの予算につきましては、9月議会で上程をしたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
議長	金子保次議員
金子議員	<p>1つ質問します。</p> <p>予算書の中で、貸借対照表の中にですね、予算書の中で当初から当期の欠損金というような表し方をしてある、決算書にも出てまいりましたけど。何で生じる欠損金というのが予算書にでも上がるのか、ちょっと説明願いたいと思います。</p>
議長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>事業を行いません。そのために、事業を行います場合は、事業費の0.1%の手数料という形で、若干の収益があるわけでございますけれども、あと収益として入ってまいりますのは、預金の利息しかない。</p> <p>しかしながら、理事会等については、当然開催をしていかなきゃならないし、理事の交代に伴いまして、公社がある限りは、当然、そういった理事交代に伴います登記</p>

	<p>費用というのがかかってきます。</p> <p>そういった関係で、収支を考えますと、こういった形で欠損が出るということで掲載をしているものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これで、報告第2号「平成24年度筑前町土地開発公社の予算について」の報告を終わります。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 報告第3号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>農林商工課長</p>
農林商工課長	<p>おはようございます。</p> <p>5ページをお開き願います。</p> <p>報告第3号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」</p> <p>株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>では、報告に入らせていただきます。</p> <p>資料のみなみの里、1ページ、決算報告書をお開きください。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>2ページ、ここに貸借対照表を掲載しております。</p> <p>24年3月31日現在の貸借対照表でございます。</p> <p>まず、資産の部から報告いたします。</p> <p>資産の部、流動資産でございますが、流動資産の中の現金及び預金76,452,787円ですが、ここについては10ページをご参照ください。</p> <p>10ページのほうに預貯金等の内訳書ということで、ここに記しております。</p> <p>それから、売掛金についてですけれども、これは、11ページのほうに資料として載せております。</p> <p>売掛金につきましては、学校給食等での売掛金になります。毎月月末とかに請求をいただきまして、翌月に払うというのがほとんどでございます。</p> <p>3月31日現在で請求をいたしておりますけれども、4月等になってから支払いがあつておりますので、ここで売掛金として計上させていただいております。</p> <p>それから下の商品、製品、原材料、貯蔵品につきましては、13ページをご覧ください。</p> <p>13ページにつきましては、棚卸によってできた試算でございます。</p> <p>それから、未収入金ということで出ておりますが、これは、11ページのほうに掲載しております。</p> <p>婚活事業の補助金が月末段階で、年度末段階でまだ入っておりませんでしたので、ここに未収入金ということで計上させていただいております。</p> <p>それから、固定資産の部ですけれども、有形固定資産というのがここに掲載しておりますが、車両運搬具、工具器具備品、それから減価償却累計額ということで掲載しておりますけど、これにつきましては、軽ワゴン、冷蔵庫、それから玄関のほうに客土工事をして畑を作っておりますが、それにかかる費用でございます。</p>

それから、投資その他試算ということでリサイクル料を出しておりますが、これは、車を購入したときに必要なリサイクル料でして、廃車するまで毎年これを計上することになります。

資産の部合計81,790,533円でございます。

それから、続きまして負債の部にまいります。

流動負債につきましてですが、買掛金につきましては、14ページに記しております。

それから、未払金につきましてですけれども、未払金も14ページのほうに記しております。

それから、前受金ということで15ページに記しております。15ページをご参照ください。

それから、同じページで預かり金のほうもここに掲載しております。

それから、法人税等の充当金、それから未払消費税等で、ここに法人税等1,999,700円、未払消費税等で4,518,100円を計上させていただいております。

これにつきましては、支払いが終わっておりますので、納付税の確認書というのを付けております。

負債の部合計で32,980,991円でございます。

純資産の部につきましては、6ページに記しております。

6ページのほうに株主資本等変動計算書ということで掲載しております。純資産の部合計が48,809,542円となりまして、負債及び純資産の部の合計が81,790,533円となります。

続きまして損益計算書、3ページをお開きください。

3ページですが、ここにまず、純売上高を記しております。純売上高、加工品、レストランの売上とありまして、続いて仕入商品等売上とございますが、これにつきましては、米とか木酢サイダー、それからごみ袋等も販売しておりますので、この分の仕入れになります。

その他資材売り上げにつきましては、バーコード用のラベル用紙等でございます。

それから、受託販売手数料収入につきましては、直売所の手数料でございます。これは、大体平均18%前後でございます。

それから、宅配料収入とイベント売上とありまして、受託業務収入とありますが、この受託業務収入というのが、ふるさと緊急雇用による交付金、それから婚活事業による交付金がこの中に入っております。合わせて10,178,663円がこの受託業務の収入でございます。

売上原価でございますが、これにつきまして棚卸高の次に商品仕入高とありますが、これも米、大豆、酒等の仕入れになっております。

それから、その次の次、当期製品製造原価でございますが、これにつきましては、5ページのほうに表示させていただいております。

それから、続きまして、その合計で販売費及び一般管理費ということで、ここに営業利益ということでさせていただいておりますが、これにつきましては、4ページのほうに記しております。

営業利益合計3,962,152円となっております。

続きまして、営業外収益でございますが、利息や手数料等がここに入ってきておりますが、最後のほうの雑収入になりますけれども、これは、出荷者へのメール配信の登録代でございます。2千円の登録代を頂いておりますので、それをここに計上いたしております。

それから、営業外費用でございますが、切手類の仕入れのほか、そこに現金の不足、それから雑損失とありますが、現金の不足としましては、レジの入力時の間違いということでございます。

それから、雑損失と言いますが、これは、クレーム処理等に係る返金でございます。併せまして、経常利益8,198,193円から税等を引きまして、当期の純利益が5,810,693円となっております。

8ページのほうに監査意見書も付けさせていただいております。

続きまして、第4期の営業報告をさせていただきます。

営業報告書の1ページをお開きいただきます。

営業報告でございますが、平成23年度の収入といたしまして410,340,403円でございます。支出が401,669,519円でございます。

これによりまして、利益が8,671,884円でございます。

この他に別途テナントの売り上げといたしまして、24,356千円が報告を受けております。

続きまして、その次に、各部門ごとの収入を記載しております。

直売所、レストラン、加工所、その他営業外収益、自販機等の手数料等も含めまして、ここに記させていただいております。

それから、一番下のほうに合わせて、昨年それから先一昨年の平成21年度、22年度、23年度と売上高の変動を掲載させていただいております。

平成21年度が3億2千万強に対しまして、22年度が3億5千万、23年度が4億1千万ということでご報告を受けております。

それから、2ページをお願いいたします。

2ページは利用者について報告をしております。

最初の表の1の4でございますが、レジの通過者数ということで報告をしておりますけれども、レジの通過者数332,847名、年平均の客単価1,163円ということでご報告しておりますが、レジの通過者数を2.2倍しましたものを入館者ということで取り扱っております。

近隣市町村等の道の駅等の状況等も勘案しまして、ほとんどがご家族等でいらっしゃる、お友達等でいらっしゃるということで、レジ通過者に2.2倍をかけたものを入館者ということで、昨年200万人突破のイベントをさせていただいたところです。順次客の入り、それから客単価等も増の方向で行っております。

それから、3ページをご覧くださいと思います。

3ページはそれぞれの平日のお客様の入りの状況を記しておるんですが、この表を平日の状況、土曜日の状況、それから4ページに日曜日の状況として記しておりますけれども、以前と変わりました、午前中のお客様がたいへん増加しております。

野菜の品揃えがもう少し足りないということもあるんですが、午後に来るとやっぱり、なかなか野菜が手に入らないということも時々ありますので、お客様のほうが新鮮なおいしい野菜を、午前中に、早い時間に行って購入をしたいというお客様がかなり増えて来まして、午前中のほうにお客様がだいぶ増加しております。

それから、後はそれぞれの直売所、それから加工所等の状況を記しておりますけれども、5ページをご覧くださいと思います。

5ページに出荷者、それぞれの売上げの上位のランキングを記しております。

この中で、ご覧いただければお分かりだと思いますが、町内の出荷者がかなり上位のほうを占めておりまして、町外が2件入っておりますが、いずれも町内でございます。

そして、この中でお惣菜とかお弁当、1つ1つの値段が高い物ですね、売上が大

	<p>きいのは当然なんですけれども、お野菜等の売上げがですね、上位のほうに組み込むようになってきております。農家さんたちも出荷のほうで努力をさせていただいております。</p> <p>すみません、失礼いたしました。3ページ、4ページに記しておりますグラフでございますが、左側が2012年、それから右側が2011年となっております。</p> <p>グラフ、2本ずつ立っておりますけれども、高いほうは2012年のほうというふうになっております。</p> <p>それと続きまして、5ページ続きを申し上げます。</p> <p>5ページの下半分のほうでございますが、下のほうに販売の品目等を記しておりますけれども、お野菜等ではやはりキュウリとかトマトなどが依然人気が高いようでございます。</p> <p>それと売り上げの上位品目で、年間ということで、この右側にも、左側は販売数でございますが、右のほうは売上の上位の品目でございます。お弁当とか惣菜のほうは上位に入っております。</p> <p>それとレストランでございますが、レストラン、常時かなり売上げが増加しておりますが、鉢盛りとかお弁当のほうの売上げもかなり増加しております。</p> <p>季節のとき区長会があったりとか、何かの行事があったりしますとお弁当の注文をお受けするんですけれども、かなり1千円とか2千円程度の高額なお弁当等の注文もいただきまして、レストランの売上げに貢献していただいているところです。</p> <p>それから、加工所でございます。</p> <p>加工所、パン、豆腐、ごえん屋さん等ありますけれども、それぞれに時期的にいろいろ努力をさせていただいております。</p> <p>パンは米粉ピザを当然、今のところ売りにはしておるんですけれども、米粉を使ったピザ等をですね、いろいろ今野菜ピザとかめんたいピザとかありますが、季節に応じて、イベント、行事に応じて、それにまつわるようなピザを作ったりとかパンを作ったりいたしまして、常時お客さんに楽しい思いで買っていただくように努力をさせていただいているところです。</p> <p>それから、豆腐につきましては、ざる豆腐それから揚げ豆腐とものすごく評判が良くて、常に売上げのほうも伸びて来ている商品でございます。</p> <p>ごえん屋さんでございますが、ごえんさんが今までに46種類の商品を開発しておるんですが、そのうちクロダマルの関連商品等も17品目出させていただきまして、日々新しいいろんな商品の開発に取り組んでいただいております。</p> <p>その他ですね、きな粉それから煎り豆等も販売しておりますけれども、これに加えて、別にみなみの里といたしまして、県の一部補助もいただきましたが、竹ハウスを造りましたりとか、それから子ども課の助成もいただいておりますけれども、婚活事業をさせていただいたりとか、あと夏祭り、夜市、それから、お弁当コンクールとか料理コンクール等いろいろさせていただいております。</p> <p>あと大刀洗平和記念館のお客様ですね、一緒にタイアップでこちらのほうのレストランをご利用していただいたりとかしながら、日々売上等の努力と、それからお客様の確保に努力をいたしているところでございます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>決算報告書の中で、2点ほどお尋ねします。</p> <p>3ページです。</p>

	<p>3ページの営業外収益の中の上から3つ目、自販機手数料収入2,500千円ほどあるんですが、結構多いなと思ったんですが、自販機は何台ぐらい設置されているのでしょうか。それが1点。</p> <p>それと営業外費用、現金不足9,900円、これがレジの入力違いという説明でしたが、今、多分バーコードでレジを通していていると思うんですが、何でそういう間違いが起きたのか、分からないのでお尋ねします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>自販機でございますが、自販機が表に4台、トイレの横のほうに4台と、それからバックヤードのほうにですね、福利厚生用ということで1台置いてございます。5台ございます。</p> <p>トイレの横、駐車場から入ってすぐのところの4台、それから駐車場の奥のほうにありますバックヤードのところの1台、合計5台でございます。</p> <p>それから、現金不足のレジ間違いということでございましたが、バーコードですべて取り組んでおりますけれども、つり銭の間違いじゃないかということでご報告を受けております。</p> <p>あつてはならないことでございますけれども、そういうご報告でございます。報告します。</p> <p>失礼いたしました。</p> <p>もう1台、レストランの入口の左側のほうに、もう1台ございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>レジですけれども、普通スーパーとかは毎日レシートの売上金額と中にある現金の付け合わせを行っているんですが、それはされていますか。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>毎日最後にチェックをさせていただいております。</p> <p>そして、その後で、レジのほうをチェックした後に事務所のほうの職員とでチェックをさせていただいております。</p>
議長	内堀議員
内堀議員	<p>決算報告書の2ページをお願いします。</p> <p>貸借対照表の有形固定資産のほうですけれども、減価償却でいっていますというのは経費のトータルだと思っておりますけれども、ここでマイナス資産として上げるのが適当な表示なのかということと、リサイクル料に関してもこれは経費だと思うんですけれども、資産で計上することが適当なのかということが1点。</p> <p>4ページの販売費及び一般管理費のところの減価償却費と車両費というのが上がっているんですけれども、この内容を教えてください。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>販売費及び一般管理費の減価償却費、これは、軽ワゴンに係る費用でございます、軽ワゴンの費用160,366円ですが、軽ワゴンに係るものでございます。</p> <p>それから、車両費ということで上げさせていただいておりますのは、これは、各車両の燃料費とか車検代をここに計上させていただいております。以上でございます。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>ご報告します。</p> <p>リサイクル料についてでございますが、リサイクル料がここに何で上がっているかということでございますが。</p>

	<p>申し訳ありませんが、早急にこのことについては、廃棄するまで車の代金で計上することが必要だったことを受けておりましたので、再度調べまして、後でご報告をさせていただきます。</p> <p>後で詳細に調べまして、ご報告させていただきます。</p> <p>これも減価償却と一緒に調べて、併せてご報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>内堀議員、今の答弁でいいですか。</p> <p>（「あまりよく分からないんですけども。」の声あり）</p> <p>再度どうぞ。</p>
内堀議員	<p>決算報告書として出して来てて、監査報告もきちんと出ているわけですよね。</p> <p>ということは、これで一応でき上がっているということで報告があると思うんですけども、実際減価償却費は資産の分から減るので、実質の内容は、この累計額を資産から引くということで間違っていないと思うんですけども。</p> <p>それであれば有形固定資産のほうの金額が減っていくとかですね、そういう表示の仕方があると思うし、この決算報告を承認していいのかがよく分からない部分があるんですけども。</p> <p>販売費及び一般管理費のほうで減価償却費が軽ワゴンと言われましたけれども、この貸借対照表のところが減価償却費の累計額の中で、ここで軽ワゴンとかいう説明もあったんですけども、ここの金額が一致していないということも、どういうふうになっているのかがよく分からないんですけども、併せて説明をお願いいたします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>すみません。</p> <p>リサイクル料の15千円、それから減価償却等で、こういう載せ方をしているのかということですが。</p> <p>一緒に調べさせていただいて、後で詳細にご報告をさせていただきますんですけども。すみませんが、後でご報告をさせていただきます。</p>
議 長	内堀議員
内堀議員	<p>そういうことになりますと、決算書の内容等が不明ということであると、この場で承認できないということに、誰に聞いたらいかがよく分からないんですけども。</p> <p>それはどういうふうになるのでしょうか。</p> <p>中身を確認した上で報告を完了するということが納得したらいいのでしょうか、よく分からないんですけども。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>これは、株式会社が独立して収支を決算いたしました。</p> <p>決算報告、監査報告等もすべて法的な手続きをなされた上で、町のほうに報告なされているわけですが。</p> <p>したがって、今、質疑がございました点につきましては、非常に技術的なこともあろうかと思っております。</p> <p>その件につきましては、また、別の場ですね、その手法等について説明をさせていただくということ、私は適当だろうと考えております。</p> <p>したがって、会計監査を受けていただいたと。監査の承認があるということを前提に、この承認をいろいろ審議していただきたいと、そのように考えます。</p> <p>今、質問がありましたことにつきましては、詳細については、説明の場は設けたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>梅田議員</p>

梅田議員	<p>4ページなのですが、給料手当とその下に賞与という項目がございます。</p> <p>ここで働いていらっしゃる方は、本当に、特にレストラン等一生懸命働いて、朝、早朝から来てお弁当作りとかもされているということを理解しておりますが、この賞与の基準と言いますか、それは何を基準として、この金額になっているのかということをお尋ねします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>一応賞与等につきましては、株式会社みなみの里の方針として、会社のほうで決定をさせていただいております。そういうことでご報告をさせていただきます。</p>
議長	川上議員
川上議員	<p>3ページの損益計算書から質問をさせていただきますが。</p> <p>前年度と比較して客数なり売上げ、17%ということで、非常に頑張っておられまして、前年度は営業収益は250万の赤字だったんですが、今年は400万近い利益が出て、本当に頑張っておられるなということは評価いたしております。</p> <p>また、この売上原価を見てみますと、やはり前年度から比べると17%ぐらい増えていると。やはりこれはそれだけ売上げも増えていますから、売上原価も17%から増えています。</p> <p>またその中で、ただ見てみますとですね、純売上高、これも17%ばかり増えればいいんですが、これが前年度から比べて113%ぐらいですね、5ポイントばかり下がっているわけですね。</p> <p>原因は加工品、非常に利益率の高い加工品等が下がっていることからかなとは思いますが、この原因なり対策等を考えておられるのか、まず1点質問します。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>確かに減価等が増えておるのは事実でございます。</p> <p>特に大豆とか、それからお酒等も販売をいたしました。売上げは増えておりますけれども、わりと仕入れ原価の高い物をみなみの里のほうで販売をするということもございましたので増えておりますけれども、今後はいろいろ精査いたしまして、極力原価が下がるように努力をしていきたいと思っておりますので、それでご報告させていただきます。</p>
議長	川上議員
川上議員	<p>やはりレストランそれから加工品、これがですね、一番利益率が高いんですよ。</p> <p>ですからこういうものを、ぜひもう少し頑張って、レストランはもう前年から比べると177%増えていますから、もういいわけですが。この加工品、ぜひですね、こういうものでもう少し利益率を上げたらどうかと思います。</p> <p>それともう1点が、今、報告がありましたテナント、これが去年から比べると500万ぐらい減っていますね、売上げが。</p> <p>それに伴いまして、やっぱりテナントの家賃、これがやはり昨年から比べますと4、50万下がっているわけですが。この家賃収入も結構事業外収益で大きいわけですが、家賃を下げられたのか、それとも何か撤退され、撤退は、私はされていないと思うんですが、その辺の考え方を1つお聞きします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>テナントの家賃収入が減っておりますけれども、テナントに関しましては、一昨年、平成22年の12月ですか、1店撤退をしたいということが、申し出がありましたので、それをお受けしております。その撤退された場所にですね、今、ごえん屋が入っ</p>

	<p>ております。</p> <p>そのことに伴いまして、家賃収入が減っておるのが現実でございます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議 長	川上議員
川上議員	<p>今、損益計算書報告の中で、受託業務収入1,000万近く上がっているのは、これは交付金等なんです、これを差し引きますと、やはり今年も厳しい経営状況は理解します。</p> <p>ただ、情報によればですね、やはり今出資されております商工会、それからJA等からの出資配当の要望等があったことも、私は最近聞いておるんですが、今の状況では、多分無理かなということは判断はしております。</p> <p>ただ、今後ですね、経営努力によりまして、やはりこの出資配当は、私は必要ではないかなと考えております。</p> <p>JAも27日に総代会がありますが、出資者には大体1%以上の出資配当がされるということで議案提出されておりますが、やはりそこら辺の要望等も多分出てくるだろうと思えますし、このまです交付金がなくなれば非常に厳しいところもあります。</p> <p>そういうことで、今後の考え方を社長にお伺いいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>株式会社ファーマーズマーケット、以前、内堀議員からも株式会社の目的は何かと問われたことがございました。</p> <p>利益追求である。と同時にですね、地方公共団体が出資した株式会社であるということも前提でございます。</p> <p>なぜ地方公共団体が出資をしたのかと、地域振興に供する施設であるためでございます。</p> <p>この普通の株式会社と違う点は、出荷者の手数料料金を引き上げることは勝手にできないんです。株式会社だったら株式会社の判断でできるんですけども、あくまでも出荷者、地域振興を目的としているから、それを引き上げる場合には、時として議会の議決が必要だと。そういった制約を持った会社であるということは、前提でございます。</p> <p>今、先ほど申されましたように、手数料率が低いということはですね、その分だけ出荷者の割合が高くなったということでございます。あくまで会社自体が、儲けることが目的の1つではありますけれども、だけではなく、出荷者の方は15%しか手数料は貰えないわけでございます。レストランでいけば40から50取れるわけです。</p> <p>しかし、売上が伸びたということは、85%の出荷者が多く手取りが増えたという考え方でございますので、地域振興という視点に立てば、当然そのほうが本来の姿だと、私は考えます。</p> <p>したがって、この施設につきましては地産を基本としております。よそから出荷されている方は稀でございます。</p> <p>したがって、そのお金は地域に落ちていると、出荷者のものになっていると、そのことによって、経済循環することによって地域が活性化するというような施設でございますので、売上高を目標とするだけでなく、その内容も十分注視しながら、地産率を維持、高めながら運営するということが基本であると。常々町長として、社長と言いますか、会社のほうに申し入れをしているところでございます。</p> <p>したがって、もちろん株式配当を目指すところでもございますけれども、まだ安全圏を考えるならば、しばしですね、少し蓄えをさせていただいて、その上で配当を考えるという順番が必要ではなからうかと、そのように考えているところでござい</p>

	<p>ます。まだ、1,000万にも利益が達しておりませんので、そのように考えます。</p> <p>それと先ほどの梅田議員の問題でもございますけれども、あくまで人件費、賞与等につきましては、利益額を見通した上での会社判断であるということでございます。併せて報告させていただきます。以上でございます。</p>
議 長	福本議員
福本議員	<p>3ページの受託業務収入という項目がございますが、この中に交付金が含まれておるといふ説明でございましたけれども。</p> <p>いわゆるファーマーズマーケットが設立されて年数が経過して、時間が経過しておる中で、何か地域振興とか、そういった交付金があるのかなど。</p> <p>そこで、交付金の名称と言いますか、事業名を教えてくださいと思います。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>ご報告いたします。</p> <p>交付金ですけれども、国の緊急雇用対策の交付金でございます。</p> <p>その中で、ふるさと雇用交付金というのがございまして、それがこの中の970万ほどを占めております。</p> <p>後は、残りの額に関しましては、婚活事業の補助金ということで、こども課のほうから頂いております。報告します。</p> <p>すみません。もう少し付け加えさせていただきます。</p> <p>ふるさと雇用交付金ということですね、ファーマーズマーケットに出しておりますけれども、その他に緊急雇用対策といたしまして、農林商工課が窓口になって、庁内各課に出しております。</p> <p>35人学級をするための先生の最初の分の人件費とかですね、それからブロードバンドをするために使いました費用の500万とかですね、それから、健康課それから農林商工課もそうですけれども、いろんな課に、毎年交付金を国のほうに申請をして出させていただいております。</p> <p>今年も併せて交付金のほうの要望の調べが入っておりますので、極力活用させていただいて、いろんな課で対応できる場所があれば、そちらのほうで対応させていただきたいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これで、報告第3号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」の報告を終わります。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 報告第4号「平成23年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号「平成23年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」平成23年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>続いて7ページをご覧くださいと思います。</p> <p>平成23年度筑前町繰越明許費繰越計算書でございます。</p> <p>9款教育費、4項の東小田小学校費でございます。</p> <p>事業名、東小田小学校大規模改造事業、この事業につきましては、本年2月6日付で補助金の内定があったということで、工期が十分に取れないということで、35,</p>

	<p>705千円を24年度に繰り越したものでございます。</p> <p>これの財源内訳でございますが、国庫支出金9,021千円、地方債25,200千円、これについては合併特例債でございます。</p> <p>一般財源1,484千円でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>この大規模改修はトイレの改修だと思うんですが、夏休み中には工事完了しますでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>夏休み中に完了するような日程で、入札それから業者決定と契約等を行ったところでございます。</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これで、報告第4号「平成23年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 報告第5号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>下水道課長</p>
下水道課長	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」</p> <p>平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名です。</p> <p>続きまして、9ページをお開きください。</p> <p>平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。</p> <p>2款事業費、1項事業費、事業名、雨水管渠工事、金額21,000千円ちょうどでございます。</p> <p>翌年度繰越額21,000千円ちょうど、財源内訳でございますけど、国庫支出金が10,104千円、町債10,000千円ちょうど、一般財源896千円でございます。合計額も同額でございます。</p> <p>本日付、町長名でございます。以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで、報告第5号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。</p>

	<p>説明を求めます。 財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の10ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由、財産収入による各種基金積立額に予算不足が生じ、平成23年度筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったために専決処分したものでございます。 11ページをお願いいたします。 平成24年専決第1号、専決処分書。 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成24年3月29日付、町長名でございます。 別冊の平成23年度筑前町一般会計補正予算書（第5号）をお願いいたします。 1ページでございます。 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第5号） 平成23年度筑前町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,081,186千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 4ページをお願いいたします。 事項別明細書の総括でございます。 歳入、補正額31,792千円でございます。 5ページ、歳出でございます。 2款の総務費、同額31,792千円を補正するものでございます。 6ページをご覧くださいと思います。 歳入の内訳でございますが、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金でございます。11,518千円、これにつきましては、各種基金の利子でございます。 同じ17款財産収入の財産売払収入でございますが、1目の不動産売払収入でございます。20,274千円、土地の売払収入でございます。 この土地につきましては、篠隈新道、バスカットした部分につきまして、県の県土事務所へ売却したものでございまして、83.73㎡、㎡当たり38,400円で売却をいたしております。 それから、筑紫野・三輪線、これにつきましては、那珂土木事務所へ売却したものでございまして、7筆ございまして、1,625.28㎡でございます。㎡当たり3,356円80銭という単価になります。 それから、社会福祉法人寿泉会へ9筆、弥永の焼却場跡地、売却をいたしております。3,110.7㎡でございます。㎡当たり3,730円でございます。 なお、最初に申し上げました基金利子につきましては、外国債の換算レート上昇によって、基金が元本案分に基づいて、今回補正をさせていただいたものでございます。 7ページでございます。 歳出でございます。</p>

	<p>2款総務費、1項総務管理費、8目から19目それぞれの基金に、先ほど歳入で入りました基金の利子、それから財産の売払収入、この分を歳出として積み立てるものでございまして、基金につきましては、基金元本の案分に基づいて行っております。</p> <p>それから、財産売払収入につきましては、公共施設整備基金に全額積み立てをするようにいたしておるものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。</p>
休憩	
議長	<p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>11時より再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:52)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(11:00)</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>下水道課長</p>
下水道課長	<p>議案書の12ページをお開きください。</p> <p>承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>財産収入による基金積立額に予算不足が生じ、平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものである。</p> <p>続きまして、議案書の13ページをお開きください。</p> <p>専決処分の写しでございます。</p> <p>平成24年専決第2号、専決処分書。</p> <p>平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。</p>

	<p>平成24年3月30日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）をお開きください。</p> <p>1ページです。</p> <p>平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） 平成23年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正です。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,085千円とする。</p> <p>2です。</p> <p>歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正です。</p> <p>3款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額118千円、補正額4千円、合計122千円でございます。</p> <p>歳入合計160,081千円、補正額4千円、計160,085千円でございます。</p> <p>3ページです。</p> <p>歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額57,383千円、補正額4千円、計57,387千円。</p> <p>歳出合計でございます。</p> <p>補正前の額160,081千円、補正額4千円、計160,085千円でございます。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>2の歳入でございます。</p> <p>3款財産収入、1項財産運用収入の内訳でございます。</p> <p>1目利子及び配当金、補正前の額118千円、補正額4千円、計122千円。 1節利子及び配当金4千円、内訳としましては、基金の利子でございます。 合計額、補正前の額118千円、補正額4千円、計122千円でございます。</p> <p>7ページです。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1款総務費、1項総務管理費、2目基金費、補正前の額118千円、補正額4千円、計122千円。</p> <p>財源内訳でございます。</p> <p>その他で4千円となっております。</p> <p>25節積立金4千円、内訳としまして、基金利子の積立金でございます。</p> <p>補正前の額の合計額57,383千円、補正額4千円、計57,387千円でございます。</p> <p>続きまして、事項別明細書です。4ページをお開きください。</p> <p>総括、歳入、3款財産収入、補正前の額118千円、補正額4千円、計122千円です。</p> <p>歳入合計160,081千円、補正額4千円、計160,085千円でございます。</p> <p>5ページでございます。</p> <p>歳出、総務費、補正前の額57,383千円、補正額4千円、計57,387千円でございます。</p>
--	---

	<p>財源内訳はその他でございます。 補正前の額、歳出合計160,081千円、補正額4千円、計の160,085千円でございます。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長</p>
健康課長	<p>報告に入ります前に、議案書のほうに誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>16ページの8行目ですけれども、「附則第4項」とありますのを「附則第8項」に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。</p> <p>承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布され、同日施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。</p> <p>平成24年3月31日、町長名でございます。</p> <p>16ページの議案書でございますけれども、国民健康保険税条例の附則に改正案のとおり、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、追加をします。</p> <p>これは、租税特別措置法では、居住用の財産を譲渡した場合、居住しなくなった日から3年後の12月31日まで特別控除が認められておりますけれども、東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の改正で、7年になったものでございます。</p> <p>その改正を国保税条例にも適用するためのものでございます。以上でございます。</p>

議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第13	
議 長	日程第13 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	<p>それでは、議案書の18ページをお願いいたします。</p> <p>承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付、町長名であります。</p> <p>提案理由につきましては、町長が説明されましたので、省略いたします。</p> <p>19ページです。専決処分書です。</p> <p>3月31日に専決処分したものであります。</p> <p>改正の内容であります。この件につきましては、去る4月27日開催の定例協議会にて詳しく説明しておりますので、ポイントのみ説明いたします。</p> <p>今回の税条例の一部改正であります。これは、上位法令であります地方税法、つまり法律の改正が4月1日に施行されるため、3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。</p> <p>それでは、議案書の22ページ、ポイントのみ申し上げます。</p> <p>冒頭、附則第10条の2についてですが、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにしたものであります。通称これを「わが町特例」と言います。</p> <p>具体的には、下水道法に規定される除外施設、並びに特定都市河川浸水被害対策法に規定されている雨水貯留浸透施設が対象となり、固定資産税の特例措置が適用されるものであります。</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法関連につきましては、本町に特定都市河川の指定はありませんので、該当がありません。</p> <p>次に、同じく22ページ中ほども中段の附則第11条から、26ページ、附則第13条までは、本年度評価替に伴う年度の延長であります。</p> <p>この中で、評価替に伴う地価の上昇に対して、税負担を軽減するために、課税標準の負担調整措置と据置措置があります。</p> <p>今回は、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据え置き措置について改正が行わ</p>

	<p>れ、平成25年度までは負担水準90%まで段階的に引き上げられ、平成26年度で廃止となります。</p> <p>次に27ページ、附則第21条の2ですけれども、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人と一般財団法人が設置している図書館、博物館、幼稚園において、直接そのように供する固定資産税について、非課税とする特例措置を講じたものであります。</p> <p>最後になりますが、28ページ以降、附則第22条の2と23条につきましては、東日本大震災に係る課税特例の適用期限延長でありまして、いずれも震災地に係るものであります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。</p>
日程第14～23	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第14から日程第23までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第14 議案第26号から日程第23 議案第35号までは、議案の説明のみを行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次議案の説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>議案第26号「筑前町土地開発公社の解散について」</p> <p>筑前町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案の理由、平成17年3月22日の町の合併から公共用地、公用地等の先行取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民の福祉の増進に寄与してきたところでございますけれども、平成22年、平成23年、この2カ年、多目的運動公園の整備のために土地の先行取得をしまいりましたけれども、今後先行取得して実施する具体的な事業の予定もございません。また、景気の低迷により、地価の下</p>

	<p>落が続く中で、土地の先行取得をする必要性は薄まったために、一応目的を達したというふうなことで、今回、筑前町土地開発公社を解散するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>議案書の34ページでございます。</p> <p>議案第27号「福岡県介護保険広域連合規約の変更について」</p> <p>地方自治法第291条の3第3項の規定により、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>本日付、町長名。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>外国人登録制度が廃止されるに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>次の、議案書35ページをお開きください。</p> <p>規約の一部を改正する内容につきましては、別途新旧対照表、2枚綴じの資料が別にご覧いただけますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。</p> <p>右側が変更前、左側が変更後の規約でございます。</p> <p>変更前の規約を見ていただきまして、別表第3の備考1、備考2の傍線の部分、アンダーラインの部分削除するものでございます。</p> <p>次に、議案書の、先ほどの35ページに戻っていただきまして、附則の関係でございます。</p> <p>施行期日1、この規約は、平成24年7月9日から施行する。</p> <p>経過措置といたしまして、2、この規約による改正後の福岡県介護保険広域連合規約別表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の36ページをお願いいたします。</p> <p>議案第28号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」</p> <p>地方自治法第291条の3第3項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を、別紙のとおり変更する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>37ページでございます。</p> <p>福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。</p> <p>福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。</p> <p>改正内容につきましては、別冊の新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>現行の下線の部分を削除するものでございます。</p> <p>附則、この規約は、平成24年7月9日から施行する。</p> <p>経過措置としまして、改正後の別表第3の備考2の規定は、平成25年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	住民課長
住民課長	議案書38ページをお願いいたします。

議案第29号「筑前町印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について」
標記条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により外国人登録法が廃止されること及び住民基本台帳法の一部が改正されること等に伴い、関係条例を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

次のページをお願いいたします。

先日の定例協議会の中で説明させていただきましたので、概略だけ説明させていただきます。

39ページ、まず、第2条でございます。

こちらは外国人登録法が廃止されますことから、その文言を削除いたします。並びに外国人住民も住民基本台帳法の適用対象になることから、総括して改正案のとおりに改めるものでございます。

第5条、登録印鑑の関係でございます。

従来の氏名に加えまして、外国人の通称という部分、それから非漢字圏の外国人住民に関しましては、住民票の備考欄にカタカナ表記をされますと、その分についても印鑑登録をすることができるという改正でございます。

第12条でございます。

こちらのほうにつきましては、通称それからカタカナ表記の変更に伴いまして、従来登録を受けていました印鑑が、そのもので表されなくなるという場合には、抹消するという部分でございます。

それから、外国人住民でなくなったことによる場合には、こちら印鑑登録を抹消する。それに伴いまして、第4号から第5号に繰り下がるという改正でございます。

第2項につきましては、この第4号が第5号に繰り下がるという部分の、号の変更でございます。

第2条でございます。

筑前町手数料条例の一部改正でございます。

こちらは現行16ということで、外国人登録原票記載事項についての証明という300円がございましてけれども、これが削除になります。その関係で、以下1号ずつ繰り上がるというものでございます。

次のページ、41ページをお願いいたします。

第3条、筑前町農業集落排水事業条例の一部改正、並びに第4条、筑前町下水道条例の一部改正でございます。

こちら外国人登録法の登録という部分の記載を削除するものでございます。

42ページ、附則でございます。

施行期日、この条例は、平成24年7月9日から施行する。

第2項でございます。

旧条例の規定に基づく印鑑の登録の取り扱いでございます。

この部分につきましては、印鑑の登録を受け付けができないことになるものという住基上の変更があった場合は、職権でこれを抹消する。そして、それを当該本人に通知をするという部分が、第2項でございます。

第3項につきましては、同じく住民票が作成される変更に伴いまして、印鑑登録原本の搭載すべき事項に変更が生じた場合、こちら職権で修正を行いますという部分でございます。

以上、説明を終わります。

議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の43ページをお願いいたします。 議案第30号「筑前町指名競争入札参加資格審査会条例を廃止する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案の理由、町が施工する工事の請負について、筑前町指名競争入札参加資格審査会を設け、暴力的組織等重大な反社会的行為や町民の信用を失墜する事実の有無等審査を行ってきましたけれども、筑前町指名競争入札審査資格者選定委員会、指名委員会でございますが、この委員会を設けまして、入札の都度この審査会が行ってきたような審査等を行っております。 そういった関係及び税等の納付状況、これについても、その入札ごとに行っておる状況でございます。 そのために、重複した部分があるということで、今回本審査会を廃止するものでございます。 44ページ、筑前町指名競争入札参加資格審査会条例を廃止する条例。 筑前町指名競争入札参加資格審査会条例は廃止する。 附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書の45ページをお開きください。 議案第31号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由です。 朝園団地及び浦ノ原団地の用途廃止、並びに楠ノ木団地及び旭団地の代表地番整理のため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。 次に、46ページをお願いいたします。 筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例です。 筑前町営住宅設置条例の一部を、次のように改正する。 今回改正をお願いする内容は、町営住宅の名称及び位置を定めた第2条関係、別表の改正です。 改正する内容について、ご説明申し上げます。 現行の欄、名称の列、3行目の朝園団地は、住宅除却後に用途廃止を行った所在地番を1の表示から削除し、同じく5行目の浦ノ原団地は、団地内の全住宅を除却後に用途廃止を行ったため、行の削除を行います。 次に、同じく7行目、楠ノ木団地及び9行目、旭団地は、1の列の表示を各々団地内の代表地番に整理を行うものです。 また、次のページに記載しておりますが、附則です。 この条例は、公布の日から施行いたします。 次に、48ページをお開きください。 議案第32号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由です。 町営住宅新太刀洗団地の上水道接続、町営住宅浦ノ原団地の用途廃止及び町営住宅</p>

	<p>朝園団地の除却に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。</p> <p>49ページをお開きください。</p> <p>筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例です。</p> <p>筑前町営住宅専用水道条例の一部を、次のように改正する。</p> <p>今回改正をお願いする内容は、町営住宅専用水道の設置場所及び給水区域を定めた第2条の表の改正です。</p> <p>現行の欄、表の2行目、町営住宅新太刀洗団地は上水道への接続、表の5行目、町営住宅浦ノ原団地は、町営住宅の用途廃止を原因として、各々行の削除を行います。</p> <p>また、表の3行目、町営住宅朝園団地の設置場所の列につきましては、今回の条例の一部改正に合わせて字句の整理を行うもので、依井2000番地125を朝園2000番地124に改めます。</p> <p>次に附則です。</p> <p>この条例は、公布の日から施行いたします。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>50ページをお開きください。</p> <p>議案第33号「筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が交付されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>次の51ページをお開きください。</p> <p>今回の改正で、体育指導委員というこれまでの名称が、スポーツ推進委員ということで、名称が変更になっております。</p> <p>第1条、筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の改正につきましては、第15条第3項中の体育指導委員がスポーツ推進委員に変更するものです。</p> <p>第2条、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正についても、同じように、現行の体育指導委員をスポーツ推進委員に名称を変更するものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の53ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号「平成24年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成24年度筑前町一般会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出をする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成24年度筑前町一般会計補正予算書（第1号）をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>1ページ、平成24年度筑前町一般会計補正予算（第1号）。</p> <p>平成24年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の補正でございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,145千円を追加し、歳</p>

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,578,545千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページを開いてください。

事項別明細書の総括、歳入でございます。

今回の補正、国庫支出金が3,220千円、それから県支出金2,067千円、繰越金6,858千円、合計12,145千円を補正するものでございます。

歳出は、3款の民生費、5款の農林水産業費、7款土木費、9款教育費を補正するものでございまして、特定財源としましては、国庫支出金が5,287千円、一般財源が6,858千円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、補正額427千円。

これにつきましては、相談支援事業、成年後見制度の両支援事業が必須化されたために、需用費、役務費、負担金補助及び交付金を補正するものでございまして、主なものとしましては、役務費でございますが、鑑定料、これが150千円、それから、負担金補助としまして、後見人の報酬等を252千円見ておるところでございます。

次に3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。2,752千円。

15節の工事請負費でございますが、子育て支援センター「あいあい」の空調機の改修工事費でございます。

それから、5目の児童措置費でございますが、3,150千円。

委託料3,150千円でございます。子ども手当から児童手当に今度改称されまして、制度的にも職制限が入ってくるということで、システム等の改修費でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費でございます。

9節旅費、11節需用費、13節の委託料でございます。農地・水保全管理支払関係の委託料が主なものでございまして、農地・水の向上活動を活発化するために、委託料を県の土地改良連合会に委託するものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、これにつきましては、補正額は変わりませんが、嘱託職員を任用しておりましたけれども、嘱託職員が病気のために止められたということで、代わりに職種を変更しまして、今度は賃金として職員を任用しようとするものでございます。職種変更に伴います組み替えでございます。

8ページをお願いいたします。

2項林業費につきましては、先ほどの続きでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。1,928千円。

報酬1,928千円ということで、用地を交渉するためにですね、専門的な職員を嘱託職員として任用しようとするものでございます。

9款教育費、8款社会教育費、2目めくばーる学習館費、1,008千円を補正するものでございまして、めくばーるの町民ホールにございますキューピクル、電源等の開閉機でございますけれども、経年によりまして使用できなくなっておりますので、この分を取り換えるものでございます。需用費1,008千円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫支出金、15款の国庫支出金、2項の国庫補助金、5目農林水産業費国庫補助金70千円でございます。

環境保全型農業支援対策推進交付金70千円でございます。

	<p>同じく国庫支出金でございますけども、3項の国庫委託金、3目の民生費国庫委託金3,150千円、児童手当のシステム改修分、100%の補助分でございます。</p> <p>16款県支出金、2項の県補助金、3目の民生費県補助金、2,067千円でございます。</p> <p>子育て支援センター「あいあい」の空調工事費の補助金でございます。</p> <p>20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6,858千円、前年度繰越金6,858千円でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	水道課長
水道課長	<p>議案書の54ページをお開き願います。</p> <p>議案第35号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算（第1号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>第1条、平成24年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、収益的収入及び収益的支出の予算の額を、次のとおり補正するものです。収入の部の補正はございません。</p> <p>支出の部は、第2款、収益的支出3,000千円を増額し、363,588千円とするものです。</p> <p>補正予算の内容を説明いたします。</p> <p>7ページの次に付けております付属書類で説明いたします。</p> <p>収益的収入及び支出、2ページの支出でございます。</p> <p>1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費の修繕費3,000千円を増額し、3,100千円とするものです。内容は、舗装修繕費用です。</p> <p>修繕箇所は、安野区の福岡クボタ夜須営業所の交差点から四三嶋へ向かう、旧滑走路跡の道路分としまして1,000千円。今後緊急な修繕が出た場合の分として2,000千円を計上しております。</p> <p>安野区の旧滑走路跡の道路は、平成19年度に上下水道工事を実施しまして、アスファルト舗装により全面舗装を行ってまいりました。</p> <p>この道路は大型車の通行が非常に多く、道路横断の取り付け部分が沈下してきたために、周辺住宅への震動が発生をして来ております。</p> <p>関係者から修繕の要望が出ております。すでに施工業者の瑕疵担保期間の2年も経過をしておりますので、補正により修繕を行うものでございます。以上でございます。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第24	
議 長	<p>日程第24 発議第3号「議員派遣の件について」を、議題とします。</p> <p>筑前町議会会議規則第18条の規定により、お手元にお配りしておりますように、議員を派遣したいと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>「議員派遣の件について」は、決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発議第3号「議員派遣の件について」は、お手元にお配りしたとおりに、派遣することに決定いたしました。</p>

日程第25	
議長	<p>日程第25 請願第2号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」</p> <p>お手元にお配りしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。</p>
散会	
議長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>本日は、これにて散会します。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">(11:47)</p>